

【すこやか歳時記】
弥生の候



季節の変わり目は節目のとき。
新しい動向や潮流を見逃さず、
新年度のスタートへの準備を。

今年の「春分の日」は3月20日です。この日には3つの歳時記が重なっています。国民の祝日としては「春分の日」で、二十四節気では「春分」であり、春のお彼岸の「中日」にもなっています。まさに季節の変わり目ですが、同時に年度末も押し迫って会計年度もいよいよ節目を迎えます。今年度の締めくくりを抜かりなく終え、新年度に良いスタートをきるための態勢づくりは仕上げのときです。

今月の下旬からは福岡空港新滑走路の供用開始や八木山バイパス4車線化の開通、福岡市民ホールの新装オープンなど、新たな動きが予定されています。また、来月13日からはついに「大阪・関西万博」も始まります。新年度からの新たな動向や潮流を見逃さずに、ぜひ良いスタートへ。

健康保険料・介護保険料が改定されます

令和7（2025）年度の協会けんぽ保険料率が決定しました。
3月分（4月納付）から改定されます。

【健康保険料率】

	改正前（2024年度）	改正後（2025年度）
福岡県	10.35%	10.31%
佐賀県	10.42%	10.78%
長崎県	10.17%	10.41%
熊本県	10.30%	10.12%
東京都	9.98%	9.91%

【介護保険料率】

全国一律 1.60% → 改正後 1.59%

【参考】社会保険料一覧表（福岡県）
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r7/ippan/40fukuoka.pdf>



日々是好日カレンダー

3月 MARCH	
3月 弥生・花見月・春惜月・夢見月	
1 土	・労働組合法施行記念日 ・春の全国火災予防運動（～3/7）
2 日	・中国残留孤児の日 ・ミニの日 ・ミニぶたの日 ・遠山の金さんの日
3 月	・上巳の節句 ・ひなまつり ・桃の日 ・耳の日
4 火	・円の日 ・雑誌の日 ・ミシンの日 ・サッシの日
5 水	・啓蟄 ・サンゴの日
6 木	・世界一周記念日 ・スポーツ新聞の日 ・弟の日
7 金	・消防記念日 ・花粉症記念日 ・サウナ健康の日 ・メンチカツの日
8 土	・国際女性の日 ・ミツバチの日 ・みやげの日 ・エスカレーターの日
9 日	・感謝の日 ・記念切手記念日 ・雑穀の日 ・酢酸の日
10 月	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 火	・東日本大震災発災の日 ・いのちの日・パンダ発見の日
12 水	・世界反サイバー検閲デー・財布の日 ・半ドンの日 ・スイーツの日
13 木	・漁業法記念日 ・サンドイッチデー ・新選組の日
14 金	・ホワイトデー ・キャンディーの日 ・国際結婚の日 ・数学の日
15 土	・こころの健康づくり週間（～3/21） ・世界消費者権利デー
16 日	・財務の日 ・国立公園指定記念日 ・十六団子
17 月	・春の彼岸入り ・遊園地の日 ・セントパトリックデー
18 火	・明治村開村記念日 ・点字ブロックの日 ・精霊の日
19 水	・アカデミー賞設立記念日 ・ミュージックの日 ・カメラ発明記念日
20 木	・春分の日 ・春の社日 ・サブレの日 ・LPレコードの日
21 金	・国際人権差別撤廃デー ・世界詩歌記念日 ・カラー映画の日
22 土	・地球と水を考える日 ・NHK放送記念日
23 日	・春の彼岸明け ・世界気象デー
24 月	・世界結核デー ・マネキン記念日 ・ホスピタリティデー
25 火	・電気記念日 ・散歩にゴーの日 ・ドラマチックデー
26 水	・カチューシャの歌の日 ・ドキュメントの自由の日
27 木	・世界演劇の日 ・さくらの日
28 金	・スリーマイルデー ・シルクロードの日 ・三つ葉の日
29 土	・作業服の日 ・マリモの日 ・八百屋お七の日
30 日	・国立競技場落成記念日 ・マフィアの日
31 月	3月分の社会保険料納付期限 ・年度末

《今月の特集①》 SNS での求人募集の際に気をつけること

インスタグラム、XなどのSNSによる求人募集が一般化する中、SNS 求人の注意点について厚生労働省が公表した注意喚起資料について解説します。

はじめに

SNSを活用した求人募集は、幅広い層にアプローチできる効果的な手段です。しかし、昨今のいわゆる「闇バイト問題」などの影響もあり、SNS求人の安全性が一部で不安視されています。この度厚生労働省から SNS求人に関する注意喚起資料が発表されたため、その内容を解説します。

募集情報提供時の注意点

職業安定法では、SNS広告等により、労働者の募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、**虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならない**とされています。昨今、インターネット等でいわゆる「闇バイト」と呼ばれる犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

厚生労働省の資料によると、前述した誤解が生じないように、募集情報を提供する際には**①会社名②住所③連絡先④業務内容⑤就業場所⑥賃金(以後「6情報」という)**を記載することが必要とされました。

連絡先の設定

企業の連絡先については、信用度を高めるため SNSのダイレクトメール以外に、「会社代表電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンク」のいずれかを記載する必要があるとされています。

自社サイトのリンクだけでよいか

SNS広告を利用して求人をする場合、広告原稿に自社求人サイト等のリンクを掲載するのみでは足りないとされています。誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に 6情報を記載しましょう。

賃金に関する表記

業務内容、就業場所及び賃金については、誤解を与えない記載をする必要があります。例えば賃金について、「応相談」だけでなく具体的な金額を記載しましょう。ただし、「時給 1500円～」などと金額を例示する形式については直ちに職業安定法違反とはならないと考えられます。

差別や偏見のない表現の使用

SNSで求人情報を発信する際、差別的な表現が含まれていないか注意しましょう。男女雇用機会均等法や労働基準法により、性別、年齢、国籍、信条、障害の有無などを理由とした差別的な表現は禁止されています。

例えば、「若い人歓迎」「男性のみ応募可」などの文言は、法的に問題視される可能性があります。これらに違反すると、求人者の社会的信用が損なわれるだけでなく、行政指導や罰則の対象になることもあります。

著作権や肖像権への配慮

SNSで求人広告を掲載する際には、使用する画像や動画の著作権や肖像権にも注意が必要です。画像やイラスト、動画が他者の著作権を侵害していないか注意しましょう。また、自社のスタッフの写真や動画を使用する場合、肖像権上の問題が生じる可能性があるため、事前に個別の許可を得ましょう。

SNS の規約違反と炎上リスク

求人を使用している SNSの利用規約にも注意が必要です。規約に違反する方法で広告を掲載した場合、アカウントの停止や法的措置を受ける可能性があります。また、SNS求人はその特性上炎上した際に拡散しやすい点も気をつけましょう。過激な表現になっていないか、客観的にフィードバックをもらおうとよいでしょう。

《今月の特集②》 今後の年金制度改正の方向性

超高齢化社会が進展する中、年金制度の見直しが急がれますが、現時点でどのような改正が政府で検討されているかを解説します。

はじめに

年金制度改正の基本的な考え方として「働き方に対する中立性」「ライフスタイルなどの多様化を反映」「高齢期の財政基盤の安定、所得保障・再分配機能の強化」が掲げられ、厚労省で議論されています。以下、現時点で入手できる情報を項目別に紹介、解説します。

適用拡大

年金制度の公平性を強化するために適用拡大が引き続き議論されています。適用拡大の方向性は2軸あり、一つは企業規模・業種要件の撤廃、もう一つは賃金要件の撤廃です。

適用拡大の案	変化
企業規模要件の撤廃 (2027年10月予定)	50人以下の中小零細企業もパート社保加入
非適用業種への拡大 (時期未定)	農林業・漁業、法定17業種以外の個人事業もパート社保加入
年収106万円要件の撤廃 (時期未定)	パート社保加入の際収入の要件がなくなる

第3号被保険者制度の見直し

現行の第3号被保険者制度は、配偶者の扶養に入ることによって年金保険料を免除される仕組みですが、今後は働き方に中立的な制度設計を目指し、第3号被保険者制度の見直しや扶養範囲の再定義が検討されています。

今のところ、「**制度そのものの廃止**」「**年収基準の調整**」などが検討されています。しかし、社会保障という性質上「支給する年金に応じた保険料を主婦等も払うべき(応益負担)的な考え方」が相応しくない場面※も想定できるため改正には慎重な方向のようです。

※育児中、介護中の主婦など、働く時間の確保が難しい場合他

在職老齢年金制度の見直し

高齢労働者の年金をカットする在職老齢年金制度に関する改正は以下のように検討されています。

- 基準額の変更: 現在の支給停止基準額(50万円)を段階的に引き上げる案。現行の50万円から62万円または71万円まで引き上げる試算がされています。
- 制度の撤廃: 在職老齢年金制度自体を廃止し、年金支給停止を完全に解消する可能性も議論されています。時期として、2027年度からの実施が検討されています。

国民年金拠出期間の延長

現行の40年(20歳～59歳)の拠出期間を45年(20歳～64歳)に延長する案が検討されています。拠出期間を5年間延長した分の保険料に応じて基礎年金が年間約10万円増額される試算がされています。

改正の試算では、2031年度に60歳を迎える人から拠出期間を段階的に延長(2年ごとに1年ずつ)していく案が示されています。

標準報酬月額の上限見直し

現行の厚生年金保険における報酬月額の上限(65万円)を75万円や98万円まで引き上げる案が検討されています。試算では2027年度からの実施が想定されています。特に高所得者にとって負担が増える見直しとなるため、企業や労働者への影響を段階的に評価しつつ見直しが話し合われるようです。

その他

マクロ経済スライド(経済状況に年金額を連動させる仕組み)の見直し、高齢期前の遺族年金の見直し、子育て世代への年金加算などが検討されています。

カスハラ対策の義務化に向けた中小企業の対策について

カスハラについて従業員保護策を企業に義務付ける法整備が検討されています。中小企業においてカスハラ対策を行う際のポイントを解説します。

定義と例示

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の**要求の内容の妥当性**に照らして、当該要求を実現するための**手段・態様が社会通念上不相当なものであること**、当該手段・態様により、労働者の**就業環境が害されるもの**

この定義を参考にすると、判断の基準は①クレーム内容の妥当性②やり方の相当性③働く環境への損害をもとに判断するものと考えられます。この3つの判断基準について、それぞれ「該当するもの・しないもの」を例示しておくこと、実際の現場で役に立つでしょう。

これからの時代の基本姿勢として、企業は従業員を顧客の理不尽な要求から守るという心構えを持ちましょう。理不尽な要求から守るために、以下の順序で対応をしていくとよいでしょう。

① 危険回避

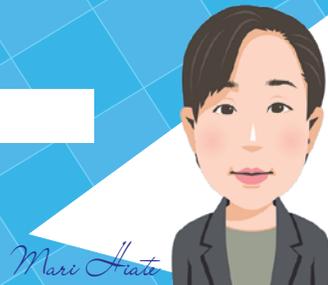
暴力や暴言、個人攻撃、プライバシー侵害があった場合、理由に関わらず従業員を危険から隔離することを優先しましょう。

② 冷静なヒアリング等による事実確認

相手が感情的になっていたとしても冷静な対応で事実確認に徹しましょう。顧客からの要求が理不尽であるか否か、こちらの対応の問題点は何かなどを客観的に評価できるまで、ヒアリングや防犯カメラの確認などを徹底しましょう。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
日當 真理



日當と申します。お電話で聞き取りにくい名前の時は、ほぼこの私でございます。手続き業務を担当しております。

Q 好きな食べ物はなんですか

A 果物は、安価なバナナから高価なシャインマスカットまで。お菓子は、しょっぱい煎餅から甘いチョコまで。見ているだけでも幸せな気持ちになれます。

Q 好きなスポーツを教えてください

A バレーボールです。十年前のオリンピックで女子バレーを応援し、銅メダルを獲得したときの感動と、そのときに食べたハーゲンダッツの味は未だに忘れられません。

Q 苦手なことはなんですか

A 考えることが苦手です。感じるままに生きています。

一つ一つ丁寧に業務を行い、少しでも皆様のお役に立てるよう日々精進して参ります。これからもどうぞよろしくお願いたします。

当事務所について



労務ジャパン株式会社

当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。



福岡中央労務管理事務所

《住所、電話番号》

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[3月版]
No.94

メンタルも、トータルで。

寒暖差が大きい早春の季節には、エアコンや衣類、寝具などをこまめに調節して体調管理を心がけるのが大切です。同じように3月は、年度末の忙しさや異動などによる職場環境の変化も大きくなる時期で、メンタル的な不調や不安を感じる人が増加します。そのストレス解消や軽減のためにメンタル面の調整を心がけることも大切になってきます。3月15日～21日は「こころの健康づくり週間」になっていますので、自分自身はもちろんのこと周りの仕事仲間へもメンタルヘルスケアの配慮をお願いします。

しかし、ストレス解消のためとはいえ暴飲暴食は避けてください。体と心のトータルな健康管理をぜひ。歓送迎会シーズンにもなりますが、飲酒運転は絶対に厳禁です。



3月の
注意ポイント

- その**①** ストレスや集中力低下の事故防止を!!
- その**②** 暴飲暴食は避けて飲酒運転は厳禁で!!
- その**③** 春の強風対策と防火・防災対策も!!